

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

SDS 品名	グリンガード
会社	日本曹達株式会社
住所	〒100-8165 東京都千代田区大手町2-2-1
担当部門	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
FAX 番号	03-3245-6084
緊急連絡先情報	農業化学品事業部普及部
電話番号	03-3245-6178
SDS 作成日	2019年02月19日(01版)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性

- : 爆発物 分類対象外
- : エアゾール 分類対象外
- : 引火性液体 区分3
- : 自己反応性化学品 分類対象外
- : 自然発火性液体 区分外
- : 自己発熱性化学品 分類できない
- : 水反応可燃性化学品 区分外
- : 酸化性液体 分類できない
- : 有機過氧化物 分類対象外
- : 金属腐食性物質 分類できない

健康有害性

- : 急性毒性(経口) 区分外
- : 急性毒性(経皮) 区分外
- : 急性毒性(吸入: 気体) 分類対象外
- : 急性毒性(吸入: 蒸気) 分類できない
- : 急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト) 分類できない
- : 皮膚腐食性又は皮膚刺激性 区分外
- : 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外
- : 呼吸器感作性 分類できない
- : 皮膚感作性 区分1
- : 生殖毒性 区分1B
- : 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
- : 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1
- : 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1
- : 吸引性呼吸器有害性 分類できない

環境有害性

- : 水生環境有害性(急性) 分類できない

- : 水生環境有害性(長期間) 分類できない
- : オゾン層への有害性 分類できない

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

- : 危険

危険有害性情報 (GHS JP)

- : 引火性液体及び蒸気
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
眠気又はめまいのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害 (中枢神経系、視覚器、全身毒性)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系、視覚器)

注意書き

[安全対策]

- : 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること/アースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手、顔を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護服を着用すること。

[応急措置]

- : 皮膚 (又は髪) に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
皮膚刺激又は発しん (疹) が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
火災の場合: 消火するために粉末、二酸化炭素、泡消

- [保管] 火剤、霧状の水を使用すること。
： 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。
- [廃棄] 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学名 酒石酸モランテルを有効成分とする農業用液剤(樹幹注入剤)

化学名	CAS 番号	濃度	化学式	官報公示整理番号	
				化審法番号	安衛法番号
酒石酸モランテル	26155-31-7	12.5%	C ₁₂ H ₁₆ N ₂ O ₈ ・C ₄ H ₆ O ₆	5-3822	なし(公表化学物質扱い)
メタノール	67-56-1	53%	CH ₃ OH	2-201(優先評価化学物質)	なし(公表化学物質)
精製水等	7732-18-5	34.5%	H ₂ O	適用外	適用外

《酒石酸モランテル の別名》

トランス-1, 4, 5, 6-テトラヒドロ-1-メチル-2-[2-(3-メチル-2-チエニル)ヒニル]ピリジニン酒石酸塩

4. 応急措置

- 吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 水で口の中をよく洗う。
医師の診断/手当てを受けること。
無理に吐かせてはいけない。

5. 火災時の措置

適した消火剤	：	泡消火剤 二酸化炭素 粉末消火剤 霧状の水
消火を行う者の保護	：	： 燃焼により毒性・有害性ガスを発生するので、自給式呼吸器を含む消火保護具を着用すること。- 風上に立ち蒸気を避ける。
消火時の保護具	：	： 燃焼により毒性・有害性ガスを発生するので、自給式呼吸器を含む消火保護具を着用すること。
特有の消火方法	：	： 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 消火作業は風上から行う。 周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移す。 移動できない場合、容器に放水し、冷却する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置	：	： 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照の事。 人を退避させ、飛散・漏出した周辺にロープを張り、「立入禁止」及び「火気厳禁」の措置を行う。 十分な換気を確保する。
環境に対する注意事項	：	： 排水溝または水路への侵入を防ぐ。
封じ込め及び浄化方法及び機材	：	： ウェス、スコップ等でできるだけ空容器に回収する。 必要なら砂等をまいてできるだけ回収する。
二次災害の防止策	：	： 火花を発生させない工具を使用すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い		
安全取扱注意事項	：	： 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照の事。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 蒸気、ミストを吸入しないこと。 取扱い後はよく手、顔を洗うこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
保管		
安全な保管条件	：	： 子供の手の届かないところに置くこと。 火気や直射日光を避け、食品と区別し、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。ただし、0℃以下の場所には保管しないこと。

過塩素酸、過酸化ナトリウム、過酸化水素、クロム酸、硝酸などの一緒に保管しないこと。

8. ばく露防止及び保護措置

《酒石酸モランテル のデータ》

厚生労働省

管理濃度 : 設定されていない

日本産業衛生学会

許容濃度(産衛学会) : 第3種粉塵：吸入性粉塵 2mg/m³、総粉塵 8mg/m³

年度 : 2018

ACGIH

許容濃度(ACGIH) : 設定されていない

年度 : 2018

《メタノール のデータ》

厚生労働省

管理濃度 : 200ppm

日本産業衛生学会

許容濃度(産衛学会) : 200ppm(260mg/m³) (皮)

年度 : 2017

ACGIH

許容濃度(ACGIH) : TWA 200 ppm, STEL 250 ppm (Skin)

年度 : 2017

設備対策 : 屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置する。

呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク

手の保護具 : ゴム・塩ビ等の不浸透性手袋

眼の保護具 : ゴーグル

皮膚及び身体の保護具 : 材質を特定しないが、長袖・長ズボン。つなぎ服の着用を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态 : 液体
 形状 : 澄明水溶性液体
 色 : 黄褐色
 臭い : わずかに特異な臭い
 pH : 5.0 - 6.0
 引火点 : 21.9 °C
 比重(密度) : 0.934 - 0.954 (20°C)

自然発火温度 : 442 ° C
粘度(粘性率) : 2.4 cSt

10. 安定性及び反応性

反応性 : 危険な反応は知られていない。
化学的安定性 : 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性 : 危険な重合反応は、起こらない。
避けるべき条件 : 高温
直射日光
裸火
熱
火花
混触禁止物質 : 酸
塩基
強酸化剤
危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素。
二酸化炭素。
ホルムアルデヒド

11. 有害性情報

急性毒性(経口) : 下記データから、区分外とした。
急性毒性(経皮) : 下記データから、区分外とした。
急性毒性(吸入:ミスト) : 分類できない
LD50 経口 ラット : 4542 mg/kg (♂)
5025 mg/kg (♀)
LD50 経口 : 2750 mg/kg (マウス、♂)
3042 mg/kg (マウス、♀)
LD50 経皮 ラット : >= 5000 mg/kg (♂♀)
LD50 経皮 : >= 5000 mg/kg (マウス、♂♀)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 陰性(ウキ) 区分外
眼に対する重篤な損傷又は刺激性 : 陰性(軽微)(ウキ) 区分外
皮膚感作性 : 区分1の酒石酸モランテルを1.0%以上含有するため、
区分1とした。
呼吸器感作性 : データがなく、分類できない
生殖毒性 : 区分1Bのメタノールを0.3%以上含有するため、区分
1Bとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1のメタノール(中枢神経系、視覚器、全身毒
性)を10%以上含有するため、区分1(中枢神経系、視
覚器、全身毒性)とした。区分3(麻酔作用)のメタノ
ールを20%以上含有するため区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(中枢神経系、視覚器)のメタノールを10%以上
含有するため、区分1(中枢神経系、視覚器)とし

有害性その他 : た。
: 記載がない項目は、データが不十分で分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性) : 製品のデータがなく、下記データから分類できないとした。
水生環境有害性(長期間) : 製品のデータがなく、下記データから分類できないとした。
オゾン層への有害性 : 分類できない
オゾン層への影響 : モントリオール議定書に指定された物質でない。

<<酒石酸モランテル のデータ>>

水生環境有害性(急性) : 下記データから、区分3とした。
水生環境有害性(長期間) : 分類できない
LC50 魚 : > 100 mg/l (コイ、96hr)
EC50 ミジンコ : 54.6 mg/l (オオミジンコ、48hr)
ErC50 (藻類) : 18.0 mg/l (24-72hr)
NOEC 藻類 慢性 : 7.65 mg/l (72hr)

<<メタノール のデータ>>

水生環境有害性(急性) : 魚類 (ブルーギル) での96時間LC50 = 15400 mg/L (EHC 196, 1998)、甲殻類 (ブラウンシュリンプ) での96時間LC50 = 1340 mg/L (EHC 196, 1998) であることから、区分外とした。
水生環境有害性(長期間) : 急性毒性区分外であり、難水溶性ではない (水溶解度 = 1000000 mg/L (PHYSPROP Database, 2009)) ことから、区分外とした。
LC50 魚 : 15400 mg/l
EC50 ミジンコ : 1340 mg/l

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。
内容物/容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。
汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制
海上規制情報 : IMOの規定に従う。

航空規制情報	： ICAO/IATAの規定に従う。
国連番号	： 1993
正式輸送品名	： その他の引火性液体（他の危険性を有しないもの）
国連分類	： 3
容器等級	： II
海洋汚染物質	： 非該当
国内規制	
陸上規制	： 適用法令を遵守する。
海上規制情報	： 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	： 航空法の規定に従う。
特別な輸送上の注意	： 荷役中の取扱いは慎重丁寧に行い、転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容物を飛散させてはならない。 輸送中は、直射日光や雨水の浸透を防止するため、被覆すると共に、容器を動揺、摩擦、転倒、落下が起こらないように積載・輸送する。
その他の情報	： 補足情報なし。

15. 適用法令

労働安全衛生法	： 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） メタノール（政令番号：560） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） メタノール（政令番号：560）
毒物及び劇物取締法	： 非該当
消防法	： 第4類引火性液体、第二石油類水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1・第4類）
大気汚染防止法	： 特定物質（法第17条第1項、政令第10条） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） メタノール
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	： 非該当
農薬取締法	： 該当

16. その他の情報

記載内容の問い合わせ先	： 農業化学品事業部普及部 TEL:03-3245-6178
-------------	-----------------------------------

